

# 福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業補助金交付要綱

## (趣旨)

**第1条** 県は、福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業を実施するため、知事が適當と認める者（以下「補助事業者」という。）が行う福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付等に関しては、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

## (補助事業者及び補助金の区分等)

**第2条** 補助金は、補助事業者が福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業を行う場合に交付するものとし、補助金の区分、補助対象経費の内容及び補助額は、別表1に掲げるとおりとする。

2 福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業とは、講習会等の受講により業務に必要な知識の向上を図ろうとする事業（以下「人材育成等支援事業」という。）及び「ISO14001」、「エコアクション21」、「事業の透明性に係る基準に基づく適合証明」の審査・認証・登録に要する費用へ補助する事業（以下「優良認定事業者育成事業」という。）を行う事業とする。

## (補助金の交付申請)

**第3条** 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請は、福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第1号に規定する收支予算書は、添付を要しないものとする。  
3 補助事業者は、第1項の規定に基づき申請を行うに当たり、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。  
4 第1項に規定する申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

## (補助金の交付決定)

**第4条** 知事は、規則第5条第1項に規定する補助金の交付決定を行うにあたり、前条第3項に基づき補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当

該消費税及び地方消費税仕入税額を減額し、交付決定を行うものとする。

2 知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

#### (要領の作成)

**第5条** 福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業補助金交付事業取扱要領（以下「要領」という。）は補助事業者が県と協議のうえ、定めるものとする。

#### (補助金交付の条件)

**第6条** 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の20%以内の減額
- (2) 補助金の区分毎に配分された額の20%以内の配分の変更

#### (変更等の承認)

**第7条** 補助事業者は、規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

#### (補助金の交付決定通知)

**第8条** 規則第7条に規定する交付決定の通知は、第3号様式によるものとする。

#### (申請を取り下げができる期日)

**第9条** 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、前条に定める交付決定通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

#### (状況報告)

**第10条** 補助事業者は、福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業補助金実施状況報告書（第4号様式及び第5号様式）に月末までの申請状況を記載し、翌月5日までに知事へ報告するものとする。

#### (実績報告)

**第11条** 規則第13条に規定する実績報告は、福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業補助金実績報告書（第6号様式）によるものとし、補助事業者は、事業完了の日（事業中止・廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受け

た日)から起算して30日を経過した日、又は当該事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

**第12条** 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、規則第14条の規定に基づき、当該報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

#### (消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

**第13条** 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業補助金消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

#### (補助金の交付及び概算払い)

**第14条** 補助金は、規則第14条に規定する補助金の額の確定後に交付する。

ただし、必要と認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払いをすることができるものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業補助金支払請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

#### (財産の処分の制限)

**第15条** 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産(以下「処分制限財産」という。)を知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付し、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者が規則第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間(以下「処分制限期間」という。)を経過した場合は、この限りではない。

2 補助事業者は、処分制限財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書(第

- 9号様式)により記帳整理し、処分制限期間内備えて置かなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項の規定により処分制限財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、処分制限財産の処分により補助事業者に収入があったと認めるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を県に返還させることができる。

(会計帳簿等の整備等)

**第16条** 補助事業者は、この要綱に基づき作成した書類及び関係する書類等を整理しておくとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

**第17条** この要綱に定めるもののほか、福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

## 補助金の区分等

区分	補助対象経費の内容	補助額・補助率
(1) 事業費	<p>補助対象者に交付する事業費 事業費は下記の事業を行ったときに交付する。</p> <p>ア 人材育成等支援事業 補助対象講習会等の受講者に対し、講習会受講料・受験料を補助する費用。</p> <p>イ 優良認定事業者育成事業 ISO14001(※1)、エコアクション21(※2)、事業の透明性の基準適合証明(※3)の審査・認証・登録に要する費用。</p>	<p>ア 人材育成等支援事業 補助額：60千円以内 補助率：補助対象経費の3分の2</p> <p>イ 優良認定事業者育成事業 補助額：200千円以内 補助率：補助対象経費の2分の1</p>
(2) 事務費	福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業を行うために要する事務経費	10分の10

※1 環境マネジメントシステムに関する国際規格

※2 環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム

※3 産業廃棄物処理業者が自らの許可の内容や過去3年間の処分の受託量など廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定する情報をインターネットで一定期間継続して公表していることを第三者機関（公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団）が証明するもの